

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和6年9月26日（木）午前10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）西 野 太 一 （副委員長）吉 岡 古 都
門 脇 一 男 津 田 幸 一 中 田 利 幸 錦 織 陽 子
森 田 悟 史 森 谷 司 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】若林部長

〔商工課〕坂隠次長兼課長 上場課長補佐兼商工振興担当課長補佐
森田ふるさと振興担当課長補佐 山口商工振興担当係長

【文化観光局】石田局長

〔観光課〕田仲課長 宮前観光戦略担当課長補佐
〔スポーツ振興課〕成田課長 松永課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
久城スポーツ振興担当係長

【農林水産振興局】赤井局長兼農林課長

〔農林課〕山内課長補佐兼農政担当課長補佐 井田農林振興担当課長補佐
深吉土地改良担当課長補佐

【都市整備部】伊達部長

〔建設企画課〕遠崎課長 柳田課長補佐兼総務担当課長補佐
〔都市整備課〕本干尾課長 田居公園担当課長補佐
〔道路整備課〕山中次長兼課長 増井公園担当主任
〔建築相談課〕神門課長
〔住宅政策課〕西村課長 片山空き家・空き地対策室長
潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】遠藤部長

〔下水道企画課〕横木課長 田中総務担当課長補佐
〔整備課〕北村課長 本池課長補佐兼管路整備担当課長補佐
伊藤管路維持担当課長補佐
〔施設課〕山崎課長 瀬尾課長補佐兼施設維持担当課長補佐
見山課長補佐兼施設工事担当課長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 岩崎議員 大下議員 岡田議員 奥岩議員 田村議員
戸田議員 又野議員 松田議員
報道関係者3人 一般1人

審査事件及び結果

- 議案第 8 2 号 米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第 8 3 号 米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第 8 4 号 米子市と日吉津村とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について [原案可決]
議案第 8 5 号 米子市と大山町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について [原案可決]
議案第 8 6 号 米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について [原案可決]
議案第 8 7 号 米子市と伯耆町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について [原案可決]
議案第 8 8 号 米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約を変更する協議について [原案可決]

報告案件

- ・ 第 2 期米子市中小企業者等振興行動計画（アクションプラン）の検討状況について [経済部]
- ・ 湊山公園の猿の飼育状況について [都市整備部]

~~~~~

## 午前 10 時 00 分 開会

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、11 日の本会議で当委員会に付託されました議案 7 件を審査するとともに、報告を 2 件受けます。

初めに、経済部所管について審査をいたします。

議案第 8 2 号、米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 そういたしますと、議案第 8 2 号、米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

これは、米子市営東山球技場の会議室に冷暖房設備を設置することに伴いまして、当該設備を使用する場合に、その使用に応じた額を当該会議室に係る使用料の額に加算することとするために改正しようとするものでございます。

改正内容といたしましては、米子市営東山球技場の会議室におきまして冷暖房設備を使用する場合に、当該会議室の使用料の額に冷房設備を使用する場合は 100 分の 50、暖房設備を使用する場合は 100 分の 30 を乗じて得た額を加算することとしております。

説明は以上でございます。

○西野委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見お願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第 8 2 号、米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前 10 時 02 分 休憩

午前 10 時 28 分 再開

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

経済部から 1 件の報告がございます。

第 2 期米子市中小企業者等振興行動計画（アクションプラン）の検討状況について、当局からの報告をお願いいたします。

坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 本日は、第 2 期米子市中小企業者等振興アクションプラン策定の進捗状況を報告いたしたいと思います。

お配りしております第 2 期米子市中小企業者等振興行動計画（アクションプラン）の検討状況について（報告）を御覧いただきたいと思います。

まず、策定の経緯を説明いたしますと、令和元年度に米子市中小企業振興条例を制定いたしました。この条例の目的である市内の中小企業者、小規模企業者の経営基盤の強化及び市民生活の向上を達成するため、市や関係機関が連携して取り組むべき施策の方向性を明らかにした米子市中小企業者等振興行動計画、通称アクションプランを令和 3 年度に策定をいたしました。この第 1 期アクションプランの計画期間が令和 6 年度で終了いたしますため、現在、第 2 期アクションプランの策定に向けて検討を行っているものでございます。

資料の 1 の第 2 期アクションプランの素案についてでございますけれども、第 1 期の基本方針を更新した内容としておりまして、主な変更点としては、アフターコロナや物価高騰等の現在の社会経済情勢、それから、本市の最新の取組を反映し、時点修正を行っているものでございます。例えば人手不足、海外市場への事業展開といった優先すべき重要課題の記載内容を追記しておるほか、GX、グリーントランスフォーメーションといいますけれども、そちらの推進であったりとか、あと中堅企業への発展支援、また商店街をはじめとしたウォークアブル推進エリアの振興といった内容について、新たに記載をしておるところでございます。

また、取組を進めるための目標として、今年度策定が予定をされております第 2 次米子市まちづくりビジョンの中小企業者等への支援に関連する数値目標を取り入れ、今後、5

年間の進捗を図っていくということとしております。

また、現在、実施しております市内中小企業者等を対象としたアンケート調査を、この結果を巻末に記載をしていくという予定にしております。このアンケートは市内約1,500の事業者に送付をいたしまして、現在、回答を受け付けている状況でございます。

その他の内容につきましては、詳細は資料1の米子市中小企業者等振興アクションプラン第2期を御覧いただきたいと思います。

続きまして、2の第1回検討委員会の開催結果についてでございます。内容検討の具体的な行程として、現在、米子商工会議所産業振興部長の竹谷様を委員長として、商工団体や金融機関など、12団体から選出をいただいた委員により検討委員会を組織し、検討を進めているところでございます。第1回の検討委員会は8月22日に開催をいたしまして、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。特に人手不足が喫緊の課題でございまして、その解決のための雇用確保やスキルアップ、情報発信の強化の必要性についての意見が多く出されたところでございます。詳細につきましては、資料2の検討委員の主な意見を御覧いただきたいと思います。今後、これらの意見やアンケート結果を反映して、資料1の案をさらに改良していきたいというふうに思っております。

最後に、3の今後の策定スケジュールでございますけれども、今後、検討委員会を通じて内容のブラッシュアップを継続していきまして、11月中の策定を目指してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

報告は以上でございます。

**○西野委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様への質疑、御意見をお願いいたします。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 検討委員会でも人材確保が主な話題だったということで、2ページの雇用の創出及び人材の定着というところについて、主に伺ってきたいと思います。

アクションプランの3ページの一番上のところに、職業情報発信事業ということで、LINEの登録者数の479人という数字が出ていますが、最後のほうの米子まちづくりビジョンから取った14ページの数値目標である就職情報発信事業利用者数538人、ここの差というか、違いということを説明していただけますでしょうか。

**○西野委員長** 坂隠経済部次長。

**○坂隠経済部次長兼商工課長** 14ページに記しておりますまちづくりビジョンの数値のこの令和5年度の実績でございますけれども、こちら累積の人数でございます、先ほどの3ページのLINE登録者数479人ということに加えて、ユーチューブで企業情報を市のほうが発信しているサイトございまして、そちらのほうの登録者数等を足した人数がこちらの数値になっておるところでございます。以上です。

**○西野委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** じゃあ、ユーチューブチャンネルの登録がかなり少ないということですね。分かりました。

あと、このLINEを使うっていうことは、かなりプッシュ型で情報を出せるので非常に有効かと思っておりますので、ここを増やす取組をしっかりとっていただきたいなと思うのと、あと、こちらから情報を出すだけではなくて、LINEでつながっている方にどういう状

況が整えば米子で就職したいのかとか、どういう職場があればいいのかっていうことのアンケートなどにも利用していただけたらなと思います。

あと、その人材不足ということに関しまして、外から就職していただくとか、米子の学生さんたちに就職していただくということも大事なんですけど、今勤めている方を大切にすることということも非常に大切になると思います。やはり私もそうなんですけど、介護離職をしております。私が以前勤めていたところは、私と、もう1人が介護離職をしたことでもう立ち行かなくなってしまうって、結局、大手さんに売却するというようなことが起きています。大手さんが入っていただくこと、そんなに悪いことばかりではないです。働く状況も個人事業主よりも改善したりということがあるんですが、今でも、今勤務している薬局でも、かなり私たちと同じぐらいの年齢の方が介護をしながら、いつ高齢の親が大変な状態になるかっていうことにびくびくしながら働いている人が主戦力となっているという状況を考えると、非常にこれからの人材確保は厳しい状況があると思いますが、そういった介護離職ということに対して、米子市としては事業者さんに対してどのようなことができるかと考えておられますでしょうか。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 おっしゃいました介護離職の観点といいですか、その単体で介護の業界に対してどういうふうに離職を抑えていくかということについての御質問ではないですか。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 介護の業界ではなくて、介護のために離職する。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 介護を原因として離職される方をいかに抑えていくかということについては、今のところまだちょっとお話はさせていただいておらないところでございますので、そういった御意見も踏まえて検討委員会でちょっと議題に上げていきたいと思っております。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 私たちが働く中では非常に深刻な問題になっていると思っておりますし、米子市の職員さんでもあるのではないかなと思うんですが、その辺りに経済部として全く取組がないということ、やっぱりそうなんだなというふうに今、御答弁で思いました。以前、米子市の介護系の事業者さんがそういった事業所に対して、介護をしながら仕事を続けられるようなアドバイスをするというようなサービスをしておられるということを報道で伺ったことがありますので、そのアンケートの中でそういった問題点っていうのが出てきた場合に、どのような支援が米子市としてできるか、例えば相談の窓口をつくるとか、そういうことも今後、考えていただきたいなと思います。要望しておきます。

あと、もう一点ほど。最後の16ページ、本市の中小企業の現状というところの16ページの上のセグメントなんですけど、本市の特徴を生かした施策が必要であるという文言がありますが、今現在で考える本市の特徴というのはどういったものがありますでしょうか。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 本市の特徴といった部分につきましては、こちらでも書いておりますけれども、やはり第三次産業といいですか、サービス業、特に卸売小売業、そ

れから宿泊、飲食、こういったものの比率が高いといった産業構造がございますので、そういったところを見据えた上での施策の立案であつたりとか、あと、ちょっとこれはここに書いてない話になりますけれども、やはり地域特性、立地特性といった部分で、米子市の置かれている交通の結節点というようなこともございますので、そういった例えば運輸、物流であつたりとか、そういったような優位性を生かした施策の企画立案、そういったところも合わせて考えていけたらというふうに思っておるところでございます。以上です。

**○西野委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** ちょっと手前みそで恐縮なんですけど、昨年の9月議会で私がお示ししました転出入のグラフです。米子市は20代、24歳がかなり転出してしまうということで、全体で見ると社会減が目立つように思われますが、実際は特に女性が、30代とか40代とかの女性が転入超過になっています。これがいろいろな要因が考えられると思うのですが、私の分析だとそういった産業構造の特徴というもの、第三次産業が多いというような特徴がこういったところに表れているのではないかと考えております。こういった女性が戻ってきたくなる町というのは、非常にこれから出産年齢人口減っていく中で大事なところになりますので、こういった経済政策に対してもそういった観点で臨んでいただければと思いますが、その辺り御見解伺ってもよろしいでしょうか。

**○西野委員長** 坂隠経済部次長。

**○坂隠経済部次長兼商工課長** おっしゃられたような、やはり女性が従業比率が高い産業というのが、米子市は比較的その構成率が高いっていうのは実情としてあると思いますので、その辺もしっかり把握した上で施策等を考えていきたいというふうに思っておるところです。以上です。

**○西野委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 今、執行部側を見ても男性、年齢の高い男性が多いなという印象なので、部内の若い女性の職員さんからもしっかりと意見をいただいて、このアクションプラン、これからつくっていただきたいと要望しておきます。以上です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

津田委員。

**○津田委員** ちょっと3点ほど聞かせてください。

資料1の1ページの3の第1期のアクションプランの総括ということで、5行目の製造業の付加価値額(▲13.4%)というところで、多くの指標が後退していることが分かったということがあるんですけど、この後退の理由、どのような分析をされているのか伺いたと思います。

**○西野委員長** 坂隠経済部次長。

**○坂隠経済部次長兼商工課長** この指標の後退の理由についてでございますけれども、やはり第1期のこのアクションプランを策定しましたのが令和3年度というところございまして、ちょうどコロナに入ってからまだ影響が深刻だったというところございまして、そこから各種そういった指標が低下をしていって、アフターコロナに向けて回復をしている途上ではあると思いますけれども、まだ完全に回復し切っていないといったことが要因ではないかというふうに考えております。以上です。

**○西野委員長** 津田委員。

○津田委員 コロナが原因ということでありますけど、ここを上げていく策というのはどのようなことを考え、主な方策というか、その辺はお考えですかね。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 このそういった指標、各種指標、消費、生産、雇用というふうに上げさせていただいておりますけれども、そこを全体的にやはり底上げをしていくという部分は、まさに今回検討しておりますアクションプランにおける様々な課題であったりとか、現場のニーズであったりとかいうところをクリアしていくことで、こういった指標が改善していくものになっていくものというふうに考えております。以上です。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。では、次に、3 ページ目の中段ぐらいにありますけど、ふるさと教育の推進ということで、ここに若者の将来的なふるさとの定着というようなところで、この取組に関しては東山中学校から云々ということであるんですけど、個人的なことを言いますと私、東山中学校の第1期の卒業生でして、非常に興味があるところがございますけど、この中学校から、このテーマの提案があった中学生ならではのアイデアというのは主なものは何があるのか、本市にどういうふうに生かせていけるものがあったのかっていうのを伺いたします。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 探究学習のそういったテーマの内容等についてでございますけど、すみません、総合政策部の所管の案件でちょっと詳細まで把握しておりません。またお調べして改めてお伝えさせていただきたいと思います。以上です。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。それでは、最後の質問で、7 ページの関係ですけど、このその他総合支援というところの一番最後のところなんですけど、本市は消費喚起による事業者支援策でよなごプレミアム付き商品券のことが書かれておりますけど、この商品券についてですけど、どのぐらいの効果があったのかというようなところをお聞かせいただきたいと思いますが。

○西野委員長 上場商工課長補佐。

○上場商工課長補佐兼商工振興担当課長補佐 この商品券事業でございますけども、10万冊を発行するという事業でございます。7,000円分の商品券を5,000円で買っていて、それを市内のお店で使っていただくというところで実施をしたところでございます。経済効果といたしましては、2億円ということでまず発行させていただきまして、あと、そのプレミアム分、そういったところも含めて全ての商品券も完売させていただいて、そういったところで大きな効果が出たというふうに考えております。以上でございます。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 そのこのところの効果が、どのぐらいの効果が生まれたかったっていうところをちょっと聞いたかったんですけども、何かそういういろいろな商品券を、2億円のプレミアムつけられたことで、この辺の効果がすごくあったというのが数値的に見えればと思ったんですけど、そういうものをお持ちかどうかというところがございます。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○**坂隠経済部次長兼商工課長** 効果の額につきまして、今ちょっとお調べをしております。また改めてお示ししたいと思います。以上です。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** 分かりました。では、これ、また今後行うような予定がおりかどうかというところを伺いたいと思います。

○**西野委員長** 坂隠経済部次長。

○**坂隠経済部次長兼商工課長** これまでの消費喚起とか事業者支援の事業につきまして、臨時交付金等を活用した事業でございますので、その辺の今後の予定等もありますので、現時点ではまだ未定でございます。以上です。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** 分かりました。ぜひともそういうものを活用して市のこういう消費、いろいろなにぎわい創出とか、そういうところに効果が出るようお願いしたいと思います。以上です。

○**西野委員長** ほかにございませんか。

森田委員。

○**森田委員** 10ページのところの雇用の創出及び人材の定着の①、中ほどの潜在労働力の掘り起こしというところで、どういった方がどういった要因で潜在労働力となっているのかというところをどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○**西野委員長** 坂隠経済部次長。

○**坂隠経済部次長兼商工課長** 潜在労働力の考え方でございますけれども、人手不足の中で例えば今現在、働きに出ておられないけども、過去に働いておられた方であったりとか、今家庭に入っておられるけどもまだ現時点で働きに出ておられない方とか、そういった労働力を掘り起こしていくということをここでは想定をしているところでございます。以上です。

○**西野委員長** 森田委員。

○**森田委員** 一般的なことをお答えいただいたかと思うんですけれども、いわゆる年収の壁とかもありまして、実際に働いておられてもっと働きたいけれども、そこを気にしてなかなか働けていないというような方とかもいらっしゃると思いますし、あと、賃上げの中で時給が上がったりするのは大変いいことだと思うんですけれども、年収の壁そのままだと働ける時間は減りますので、そうすると現場での人手不足感っていうのは強まると思いますし、そういった視点もぜひ加えていただきたいと思いますと思うので、そこについては要望をしておきたいと思います。

そうしますと、もう一点は、次のページ、11ページの③地場産業の育成・振興及び中堅企業者への発展支援のところの1行目、中小企業者等への優先発注を基本とするということと、これは地元企業への優先発注を基本とするというようなニュアンスでよろしかったでしょうか。

○**西野委員長** 坂隠経済部次長。

○**坂隠経済部次長兼商工課長** おっしゃるとおりでございます、市のほうの指名競争入札等の要件等で、原則米子市内に本店があるとか、営業所があるっていったところを優先して指名をしておるというようなことございますので、そのような取扱いになっておりま

す。以上です。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 それで、10ページのところの(2)で、中小企業者等の競争力強化というところの項目に入れていただいているんですが、この市内企業へ優先発注を基本としているってということと、競争力が強化されるってところの結びつきがちょっとあまり理解できないので、そこを詳しく御説明いただければと思います。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 優先発注の中におきましても、やはり価格競争は当然あると思いますし、そういった部分で各企業さんのほうで生産性向上なり、経営力強化をしていただいた上で、競争力を高めていただくということも必要なんじゃないかというふうに考えておるところでございます。以上です。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 ある程度の外圧があつてこそ競争力が高まっていくとも思っていますので、そこがどうなのかなというところは、しっかりと判断していただきたいなというところは思います。

あと、技術力を持った県外の会社さんとかも結構多いと思いますので、これまでもやっていたいただいているかもしれませんが、そういった県外の技術力の高い企業とJV等で入札に参加していただくであつたりとか、そういった観点もあると、2行目に書かれます、専門的かつ高度な技術力を持った中小企業等の育成を図るということにつながると思いますので、そういった観点もぜひ頭に入れておきながら、取り組んでいただきたいと要望しておきます。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 12ページの商店街をはじめとしたウォーカブル推進エリアの振興ということで、ここの3段目に空き店舗の利活用や環境整備等というふうになってるんですけども、ここのイメージっていうのは、以前からあった商店街の空き店舗っていうイメージなんでしょうか。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 こちらのほうで記載しておりますイメージといたしましては、ウォーカブル推進エリアのことについて記載しておりますので、おっしゃるように商店街の空き店舗といったことが中心になってくるというふうに思っております。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 二十数年前だと思うんですけども、当時チャレンジショップっていうのがやられてたと思うんですけど、あんまり長続きしてなかったんだなというふうに今となつては思うんですけど、初めて仕事を、営業してみようかなっていう人がチャレンジして、その経理の仕方だとか仕入れの仕方だとかっていうのを習ったりしてっていうのがあったんですけど、そういうことは考えてはおられないですか。

○西野委員長 坂隠経済部次長。

○坂隠経済部次長兼商工課長 空き店舗のそういった利活用の支援に加えまして、今委員

さんおっしゃられた件につきましては、いわゆる創業とかに対する支援とかいったことになってくると思いますけれども、別の項目でも上げておりますけれども、市のみならず商工支援団体とか、あと金融機関といったようなところが連携しまして、例えば創業塾であったりとか、そういった創業される方向けの啓発や指導等の施策を通して、その辺りはサポートをしていきたいというふうに思っております。以上です。

**○西野委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** そこで、チャレンジショップじゃなくて空き店舗を利用するっていうときに、やっぱり下水の関係、トイレの関係がちょっとネックになったかなっていうふうに思うんですけど、今の中心部の商店街っていうのは紺屋町とか今やられていると思うんですけど、大体整備が、もう計画はどうなんでしょうか、今の状況は。

**○西野委員長** 管轄が違いますけど、答えられますか。

(「違いますよね。」と錦織委員)

若林経済部長。

**○若林経済部長** 過去の分も含めまして、お答えしたいと思います。

まず、東倉吉町の笑い通り商店街のエリアですが、これはアーケードがかかっているときから下水道が入ってございました。御指摘のところの本通り商店街と元町商店街、本通り商店街っていうのは国道9号から法勝寺町にかけてですけど、こちらに関しては下水道が入ってませんでした。元町商店街も入ってませんでした。アーケードをまず法勝寺町商店街を撤去してから、アーケードがあった区間に下水道が入りました。それで、元町も次、アーケードを撤去して入りました。今回、撤去してます合同庁舎前の通りの、あそこの市道から国道9号までの区間は、今後の計画で下水道を入れるということになっております。以上です。

**○西野委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 説明ありがとうございます。そういった環境整備っていうのも非常に大事なことなので、ぜひ一緒に進めていただきたいと思います。

それから、2ページの雇用の創出及び人材の定着っていうところの学び直しの推進っていうところで、在職者のスキルアップだとか、離職者の再就職とか、そういったことで、今後もそういう支援などを行うことだというふうを書いてあるんですけども、資料2をちょっと見ていただきますと、とても検討委員の皆さんはいろいろな意見をまとめてされておるなと思いますが、ここでも取組の方向性っていうところで、地元で学べる場所の情報発信の強化が必要だということと、2つ目の黒いポツのところ、再就職やスキルアップを求める人材に対して情報が届いていないということだとか、各種の制度ということで、この再就職やスキルアップっていうことがやっぱり雇用創出っていうことで非常に大事だと思うんですけど、令和5年度の決算のときもちょっと感じたんですけど、せっかくスキルアップのための再就職なんかで資格を取ったりする、そういう補助事業があったんですけど、それが令和5年度で終わってしまうっていうようなことがあって、すごく残念だなっていうふうに私も思いました。それで、女性に特化したそういう支援制度もあったんですけど、もう少しこのところを一緒にして、膨らませて、こういうスキルアップ、再就職支援というものをやっぱり構築していただきたいなというふうに、これは要望しておきたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

(「すみません、ちょっと。」と若林経済部長)

若林経済部長。

○若林経済部長 スキルアップの補助金ですが、6年度も継続はしておりますで、内容的に見直しをしてるということでございますんで、経済部としては決算のときにも御説明しましたが、企業者側が必要な人材として現在働いてない方が就職できるような支援と、それから現在の企業のほうが、例えばDXとか進めていく上で、企業として複数の方が研修を受けてスキルアップするような、そういう御支援を始めてるということで、内容は変わってきておりますけど、引き続き我々も人材の確保と、それから事業者支援で業態変更に伴うときに、やはり人材育成が必要だと思ってますんで、時点時点で内容を精査しながら引き続き取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 DXとかそういうのが今はやりっていうか、これからの今の流れっていうのは分かるんですけど、でも従来、そちらのほうには入れないけどスキルアップしたいっていう人の要求っていうものもあると思うので、ぜひそのところも考えてやっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○西野委員長 若林経済部長。

○若林経済部長 その内容として対象にしているものは当然DXっていうのも視野に入ってるんですけど、例えば自動車の大型とか、そういう特殊車両とかそういうものに既存の方が対応できるような、そういう部分も拡充してやっておりますので、引き続きそういう観点も含めて対応したいと思います。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

中田委員。

○中田委員 すみません。6ページの伝統産業と技能の振興のところなんですけど、このアクションプランっていうのは、本市の経済活性化と市民生活の向上を目指した条例に基づいて、それを具現化して進めるためのアクションプランだと思うんですけど、この伝統産業と技能の振興のところでのとりわけ淀江傘なんですけど、認知度の向上の取組っていうのは、傘を使ったイベントに使用したりとか、いろんな展示をしたりとか、いろんなことができて、この間も幾つか見る機会があったんですけど、その技能の保存、伝承っていう面で、要は経済活性化のためのこのアクションプランの中に組み込む状況に、これに書くのが駄目だって言ってるわけじゃないんですけど、それ以前のところでのもっと取組っていうのは、経済活動に入る以前の段階の問題を抱えてるんじゃないかっていう気がしてるんですよ。例えば、傘の需要そのものが、要は価格帯からいってもすごく安い旅館のとかそういったところで使う傘から、蛇の目傘のような高級ないろんな撮影とかに使えるようなレベルまで差はあると思うんですけど、多くの安い傘っていうのは、中国産とかたくさん大量生産型が入ってきているような状況下の中で、産業として振興できるレベルにっていうよりも、それ以前にこの技能を保持する段階の問題点を多く抱えてるんじゃないかっていう、私は見方をしてるんですけど、それを踏まえた、もし私の見解が間違っていればそれを指摘していただければ結構ですけども、その辺でこのアクションプランの中に組み込むっていうのは、どんなロードマップというか段階を追おうとしてるのかみたいな考え

があるのか、あれば聞きたいと思います。

**○西野委員長** 坂隠経済部次長。

**○坂隠経済部次長兼商工課** 先ほど委員さんおっしゃられましたように、あくまで産業としての伝統産業・技能といった部分につきましては、やはり販路拡大とか物が売れて何ぼというところはあると思いますけれども、おっしゃいましたような、その前の段階でそういった技能を継承していったりとか、認知度を上げていったりとかといったところにつきましても、当然、要素としてはあると思いますので、ちょっとこの辺の書きぶりをどういった書きぶりにしたらということにつきましては、またちょっと検討委員会で相談させていただきたいと思います。以上です。

**○西野委員長** 中田委員。

**○中田委員** もちろん行政としては、こういった継承者の育成とかそういった活動に対する支援っていうところが、行政としての本市の仕事の仕方だと思うので、基本的にはその人たちが文化的な継承の必要性を感じて継承しよう、保存しようとしているのかどうかというところに依拠してそれを支援していくっていうことだと思うんですけど、社会的に見てこの歴史的なものが本市としても保存すべき価値があるという判断っていうのは、どっちかっていうと文化的な視点で見たときに、保存すべきものかどうかっていう価値のところがあると思うんですね。実態としては、例えばニーズ、さっき言った産業としてのニーズっていうのは非常に難しい。きれいな蛇の目とかを作って観光なんか素材として使えるっていうことでは使えるかもしれませんが、なりわいとして維持するにはすごく高価格帯で売れる代物を作るかどうかみたいなのところもあるし、技術的にもろくろ一つにしたって本当に継承者としてそれが維持できていくのかっていうような多くの問題を、文化的なレベルのところでも非常にまだまだ課題を多く抱えてると思うんですね。だから、こっちでさっき言った観光利用だとか、いろんなことで活用できるところはカバーしてもらってもいいんですけど、本来的には文化事業のほうでしっかりその辺の本来価値があるかどうかっていうところを、私は価値がないって言ってるわけじゃなくて、あると思っているので言ってるんですけど、例えば淀江町の中で、なぜその傘が文化的に振興、以前歴史的にされていったのかとか、そういったことがどこまで共有化されて地元の伝統文化としての意味っていうものを持つとられるのかなっていう、もっと取り組むべきところが文化的な施策の中でもっとないと、そういった観光の活用にしたって充実していかないんじゃないかっていうことを思ってますので、そこら辺はよくよく経済部の中でも御議論いただいて、どういう進め方とかどういう手当の仕方でこれを振興に使えるのかとか、活性化できるのかというところはよく議論しながら進めていただきたい。これは要望で結構ですけど、もし何かあれば。

**○西野委員長** 石田文化観光局長。

**○石田文化観光局長** 今、中田委員さんがおっしゃられたとおり、今、文化財側として御支援させていただいてるのは、技術の伝承とか後継者の育成とか、そういったところを県と協調しながら補助金的なところで御支援をさせていただいてるという現状でございますので、その中で補助を受けていただける方や団体というところの関わられる方がそんなに多いかというと、なかなか増えていくこともないということがありますので、県の考え方と市の考え方、基本的には一緒でございますので、やはりその地域の伝統的な工芸品の部

分でございますので、その辺りについてはしっかりと残していくものだよということの前提で支援をしているというところは変わっておりませんので、金額の多寡とかいろんなことあるとは思いますが、このアクションプランの中に入っているというところでは、一つの地域の特色のある産業だろうというところの位置づけでもあると。どこの地域でも傘があるとか、浜鉾があるとかいうやなことではないと思いますので、そういった地域の特色を含めながら入れているというところですので、中田委員がおっしゃられたとおり、経済部の中で合意形成図りながらどのような支援が適切なのかというところは今後進めさせていけたらと思います。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

○中田委員 いいです。

○西野委員長 ほかにございませんか。

門脇委員。

○門脇委員 4 ページの下段の農林水産品などの地域資源や特産品に係る地場産業の振興というところなんですけど、ここでちょっとずっと気になってる、6 次産業化の促進っていうところなんですけど、6 次産業に取り組んでいただいて、何かこう凸凹あるんですけど、なかなか進んでいってないような気がしております、これについて近年の状況ってというのが分かりますかね。

○西野委員長 井田農林課農林振興担当課長補佐。

○井田農林課農林振興担当課長補佐 率直に申し上げまして、近年いろいろと 6 次化に向けてました御相談等はお受けするケース、何件かあるんですけども、それが実際の産業、6 次化の産業として結びついてるっていうものはないというところが現状でございます。

○西野委員長 門脇委員。

○門脇委員 そんな感じで近年見受けておりますので、ぜひ 6 次産業化取り組まれても、今言われたように相談だけで終わったり、いざ取り組んでも一番販売っていうところではまずいってしまわれてる方多くて、そこでやめられてしまったりする方もいらっしゃいますので、この 6 次産業化の促進っていうことに今後も力を入れていくってことでしか、ぜひ視点を変えてしっかりと、今までどおりではやっぱりまだ尻すばみみたいな状態になると思いますんで、そういうことでここに 6 次産業化の促進ということを取り上げておられますので、取り組んでいただきたいと思います。要望で終わります。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部所管について審査をいたします。

まず、議案第 84 号、米子市と日吉津村とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について、議案第 85 号、米子市と大山町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について、議

案第 86 号、米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について及び議案第 87 号、米子市と伯耆町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議については、関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

山崎施設課長。

**○山崎施設課長** それでは、議案第 84 号から 87 号の 4 議案につきまして、議案提出に至った経緯を含めて一括して説明をさせていただきます。議案の要旨につきましては、ただいま Side Books で通知いたしました議会運営委員会資料 1、画面右下 3 ページに議案第 84 号、ページをめくっていただきまして、画面左上 4 ページに議案第 85 号及び議案第 86 号、ページ今度変わります画面右上ですか、議案第 87 号に記載してあるとおりです。

議案提出に至った経緯について、若干説明をさせていただきます。現在、米子市、日吉津村、それから大山町、南部町、伯耆町の 1 市 3 町 1 村において発生するし尿、それから浄化槽の汚泥については、本市安倍にあります西部広域行政所管の米子浄化場で処理をしています。平成 3 年 4 月に供用開始したこの米子浄化場ですが、老朽化の進行に伴い施設の大規模更新は行わず、同組合で行っている共同処理事務は令和 13 年度末をもって廃止する方針とされたところです。それを受けまして、令和 14 年度からは、隣接します米子市の内浜処理場において処理することについて、本年 6 月の常任委員会で御報告したところです。このたび、このし尿、それから浄化槽汚泥の処理施設の建設を含む内浜処理場の基本設計の実施に伴いまして、関係自治体に応分の負担が発生しますことから、地方自治法に基づき事務委託の範囲及び経費負担等について規約を定め、関係自治体と協議をするため、議案として提出するものでございます。説明は以上です。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 先ほどの説明では、経費に関しての決め事をするということでしたが、将来的な話になって恐縮なんですけど、例えばこういった汚泥の利活用みたいなことが将来的に進んだ場合に、その利益の分配というのは今のところ想定はされてますでしょうか。

**○西野委員長** 山崎施設課長。

**○山崎施設課長** 汚泥の有効利用に対して経費負担の軽減というお話ですが、まだ施設が供用してからこれから先の話にはなるんですが、施設にかかってくる維持管理費については、応分の負担を関係自治体に請求していくわけですが、汚泥の有効利用をすることによって、今の現在の汚泥処理負担が軽減されるということになれば、おのずとその応分の負担額というのも軽減されることになりますので、その点についてはそういう流れになると考えております。以上です。

**○西野委員長** よろしいですか。

**○吉岡委員** 分かりました。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決いたします。

議案第84号、米子市と日吉津村とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、米子市と大山町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号、米子市と伯耆町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号、米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約を変更する協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤整備課管路維持担当課長補佐。

**○伊藤整備課管路維持担当課長補佐** 議案第88号について説明させていただきます。

委員会分科会関連資料一覧のうち、令和6年米子市議会9月定例会議案の30ページを御覧ください。米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法の規定により議決を求めるものです。汚水処理事務の概要と規約についてどのような変更を協議するのか、別紙の議案第88号説明資料にて説明させていただきます。

ただいま通知いたしました位置図を御覧ください。この位置図は島根県との県境付近で

あり、茶色の線が国道9号線、中央付近に錦海団地がございます。汚水処理事務について、緑色の部分が安来市吉佐地区と道の駅あらエッサであり、この地区から発生する汚水を本市の下水道施設へ送り、内浜処理場にて処理を行っているものでございます。青色で示す線は、本市下水道施設への送水ルートでございます。

規約の変更内容について説明いたします。初めに、赤色の部分は令和5年度のカメラ調査によって改築が必要であると判断した下水道管路でございます。当該管路には安来市からの汚水も流れているため、安来市にも費用負担をお願いしようと考えましたが、現規約には改築の費用負担について定めがないことから、改築に伴う費用負担について追加する規約の変更を行うものです。

費用負担の割合について、1枚戻っていただいて1ページ目を御覧ください。3番の項目に安来市の負担割合を示しております。数式の前の分数は当該管路を使用した期間による案分、後半の分数は汚水量による案分でございます。当該管路の費用負担は約10%になります。説明は以上です。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。議案第88号、米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約を変更する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時25分 休憩**

**午前11時31分 再開**

**○西野委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査をいたします。

議案第83号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

西村住宅政策課長。

**○西村住宅政策課長** 議案第83号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。それでは、御説明いたします。

議案書17ページでございます。今回の改正内容でございますが、廃止予定としております市営尚徳住宅の簡易耐火2階建てのうち全て空き室となった昭和44年建設の1棟9戸を管理廃止するものでございます。

議案第 8 3 号関係資料の尚徳住宅の配置図を通知いたします。尚徳住宅の配置図、赤枠部分が対象の建物でございます。

説明は以上でございます。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。議案第 8 3 号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 1 1 時 3 6 分 休憩**

**午前 1 1 時 4 7 分 再開**

**○西野委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から 1 件の報告がございます。

湊山公園の猿の飼育状況について、当局からの報告をお願いいたします。

本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** そうしますと、湊山公園の猿の飼育状況について御報告させていただきます。今、委員会の資料のほうを通知させていただきました。

資料の 1 番に記載のとおり、昨年と今年 2 回、猿の逸走の案件が発生いたしました。1 回目につきましては、昨年 1 1 月 2 7 日、猿舎には展示スペース、いわゆる猿がいるところから外部、公園内ですけれども、まで 3 枚の扉が設置してあるんですけれども、管理の清掃作業の際にその 3 枚を同時に開けてしまったことで、その間に猿が外部に逸走してしまったというのが昨年の事案でございます。それから、今年 7 月、まず 7 月 1 0 日に湊山公園周辺で猿の目撃情報が入りました。翌 1 1 日に猿舎の施設の一斉点検を行いましたところ、フェンスの一部が破断しておりまして、同日に捕獲した猿のマイクロチップ情報から湊山公園の猿であるということが判明したところでございます。資料のほうに写真を添付しておりますが、この左側の写真ですね。このちょうど猿舎の屋根の部分に破断がございまして、右側の写真がちょっとそこ詳細、これは上から撮った写真になります。ちょうど鉄骨の上の部分でフェンスが破断しておりまして、これを動かすと隙間ができるような状態になっていたというところで、この破断部分につきましては、破断発見後直ちに修繕を実施しているところでございます。

続きまして、資料の 2 番に記載しております、この 7 月の案件を受けまして、保健所の指導についてですけれども、フェンスに破断があったというところで、点検等の施設管理、さらには逸走の判明が遅れたというところで頭数管理について指摘を受け、このことにつ

いて現在協議を行っているところでございます。

続きましては、資料の3番、現在の飼育状況についてというところで、今回の逸走事件も受けまして猿舎内の猿を全頭捕獲いたしまして、マイクロチップの情報等を確認をいたしましたところ、まず今のうちが管理してる台帳上、これが48頭というところで管理しておったのですが、これまでこの頭数というところを過去の増減というところで管理してきたというのみで管理してきたというところで、全数の確認がなされていなかったということで、登録漏れ等により実際は52頭存在することが判明いたしました。また、個体の情報について、猿舎にいる猿の名前等の情報にも相違が見られました。それから、今年5頭誕生しているんですが、これを除きましてもう10頭がマイクロチップの確認ができなかったという状況がございました。

このことを受けまして、最後4番に今後の対応というところで、まず速やかにマイクロチップの施術を行うよう現在準備を進めているところでございます。また、今回の逸走の要因となりましたフェンスにつきましては、1日2回以上の目視点検、それから2か月に1回以上の触手点検、いわゆる触って動かしてみても破断等ないかというところ、この辺りを確認することを実施するとともに、全面改修について現在検討しているところでございます。また、中長期的な管理の在り方についても今後検討していきたいというふうに考えております。説明は以上です。

**○西野委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

吉岡委員。

**○吉岡委員** まず、この猿が逃走したということで、誰がどのように捕獲をされたんでしょうか。

**○西野委員長** 本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** まず、1回目の案件につきましては、1時間後に猿舎の管理事務所のほうに逃げ込みましたので、指定管理の職員がその場で捕獲したというところが1回目の事案でございます。

それから2回目の案件につきましては、前日から通報等でパトロール等しておりました本市の農林課の職員さんのほうで近隣で捕獲されたというところでございます。以上です。

**○西野委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** そういったことのプロではないと思いますので、職員さん、また起こらないほうがいいですけど、もし起こった場合は職員の方の安全にしっかり配慮をしていただきたいと思います。

あと、4の今後の対応のところ、目視点検1日2回以上とか、触手を2か月に1回以上ということになっていますが、これまではどのような方針だったんでしょうか。

**○西野委員長** 本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** これまでも目視点検というところは管理者さんのほうで実施をされていたところ。あと、触手点検についても実際には今年に入ってからも行われてはおったんですけども、きちっとルール化してというところがはっきりしていなかったということもありますし、ちょっと記録が残ってないというところもありましたので、今回の案件を受けまして、その辺りの記録も併せてきちっとルール化した中でやっていこう

というふうに考えております。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 ちょっと指定管理者さんの責任というのはどうなるのかなとは思ったんですが、市のほうでルール化してお願いをしてなければ致し方なかったのかなというふうにも思います。あと、今後の対応で中長期的な管理の在り方を県や専門家等の意見を聞きながら検討とありますが、そもそもこの猿舎っていうんですかね、猿舎っていうのは、そもそもの設置目的とこれによる市民に対する効果というものはどのように考えておられますでしょうか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 もともとの猿舎ができた経緯というのは、ライオンズクラブさんからの寄贈という経緯がございまして、昭和61年だったと思いますけども、それからずっと現在に至るまで飼育してきたというところで、当然その効果というところでは、なかなかこの辺りでこういう動物に、動物園といったような施設が近隣ありませんし、そういう動物に触れ合う環境っていうところも市民の憩いの場としてある程度そういう機能を果たしてきたのかなというふうに我々としては考えております。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 随分以前から設置したということで、この中にいるお猿さんたちの動物愛護の観点とかそういった市民に対する効果という意味も時代とともに変わってきていると思いますので、その辺りを市のほうできちんと整理した上で、専門家の方の御意見を聞きながら今後の方針を決めていただければと思います。要望をしておきます。以上です。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 ちょっと何点か先ほどの関係で聞かせていただきたいんですけども、このフェンスの破れた原因っていうのは何だったんでしょうか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 我々としては当然老朽化というか経年劣化による破断というふうに考えてます。以上です。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 それで、猿が破ったわけじゃなくて老朽化だということですね。今後の対策とかこうやって先ほどの説明を聞くと、屋根の上とかの破れなんかは触手点検とかでできるのかなって、毎回毎回その屋根の上に上がって点検されるのかなっていうのがちょっと疑問に感じたところでして、どういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 当然、触手点検っていうところは毎日というところではなくて、2か月に1回というところで、そのときは当然安全に配慮した上で屋根の上側とか、またあと下からとかいう、脚立等、届くところというのはところで、実際に目で見るわけだけではなくて動かしてみても、当然猿自身もその飼育環境でフェンスを動かしたりっていうか、そういう動作もしますので、そういうものに耐えられるかどうかということも含めて確認したいというふうに思っております。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 あと、この3重扉が清掃のときに同時に開けてしまっただけで出たっていうような

ことですが、これのチェック体制っていうか、今後起きないようなことっていうのはどういうふうに考えておられますでしょうか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 1 回目の逸走に対する再発防止策というところで、現在は窓を開閉する際、その開ける前にそれぞれ声かけというところをして、中に人がいないか、要は中のドアが開いていないかというところを確認しながら開閉する。それからその旨の注意喚起なんかもドアのところに掲示をしております。あと、ドアのところ一番奥ですね、展示スペースに一番近いところのドアにはドアプラスネットも設置しております、再発防止策を講じております。以上です。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 ちょっとあともう一つ聞きたいことがあって、猿が脱走とかしたときに、町の住民の方を、例えばかんだりしたとき、犬みたいに狂犬病みたいな病気っていうのはあるんでしょうかね。ちょっとそこはどうなのかっていうのを聞きたいんですけど。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 すみません、そこら辺のちょっと知見っていうのは今ちょっとはつきり分からない部分はあるんですけど、ただ特定動物に指定をされてますので、当然逸走ということはそもそもあってはならないことですので、やはり逸走しないように対策なり日頃の管理をしていくことが重要と考えております。以上です。

〔チャイム吹鳴〕

○西野委員長 ちょっと待ってください。

津田委員、どうぞ。

○津田委員 そういう注意ですね、これからのことですが、逸走してしまったときには地域の住民の方も本当に不安になられると思いますので、この辺は十分に配慮というか徹底していただきたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。

都市経済委員会を閉会いたします。

午後 0 時 0 0 分 閉会

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 西 野 太 一